

令和 2 年 度

宝塚市 一般会計 特別会計 補正予算書

(5)

宝 塚 市

令和 2 年度

宝塚市一般会計補正予算

(第 5 号)

議案第79号

令和2年度宝塚市一般会計補正予算（第5号）

令和2年度宝塚市の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ480,320千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,988,191千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年（2020年）6月26日提出

宝塚市長 中 川 智 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		37,741,732	362,531	38,104,263
	2 国庫補助金	26,067,308	362,531	26,429,839
18 県支出金		5,962,366	70,330	6,032,696
	2 県補助金	1,066,297	70,330	1,136,627
20 寄附金		675,702	30,000	705,702
	1 寄附金	675,702	30,000	705,702
21 繰入金		1,335,172	12,959	1,348,131
	1 繰入金	1,335,172	12,959	1,348,131
24 市債		6,194,711	4,500	6,199,211
	1 市債	6,194,711	4,500	6,199,211
歳入合計		103,507,871	480,320	103,988,191

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		31,768,516	15,638	31,784,154
	1 総務管理費	30,148,011	15,638	30,163,649
	5 統計調査費	114,441		114,441
3 民生費		37,706,750	207,201	37,913,951
	1 社会福祉費	10,727,616	274	10,727,890
	2 老人福祉費	7,387,450	345	7,387,795
	3 児童福祉費	14,661,380	206,582	14,867,962
4 衛生費		7,354,252	40,972	7,395,224
	1 保健衛生費	4,680,136	40,169	4,720,305
	2 清掃費	2,674,116	803	2,674,919
6 農林業費		267,541	1,584	269,125
	1 農林業費	225,403	1,584	226,987
7 商工費		750,664	48,000	798,664
	1 商工費	750,664	48,000	798,664
9 消防費		2,618,784	55,841	2,674,625
	1 消防費	2,618,784	55,841	2,674,625
10 教育費		7,651,521	111,084	7,762,605
	1 教育総務費	2,583,411	19,531	2,602,942
	2 小学校費	1,055,213	8,822	1,064,035

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中学校費	554,252	4,039	558,291
	4 特別支援学校費	73,260	4,354	77,614
	5 幼稚園費	485,357	5,026	490,383
	6 社会教育費	771,102	21,011	792,113
	7 保健体育費	2,128,926	48,301	2,177,227
歳	出	合	計	
		103,507,871	480,320	103,988,191

第2表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
消防施設整備事業債	220,800	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	借入れの日の翌日から据置期 間を含め、30年以内に半年賦元 利均等その他の方法により償還 する。なお、借入先の融通条件 に変更があるときは、これに従 うことができる。ただし、財政 の都合により繰上償還を行い、 償還年限を短縮し、又は低利債 に借換えをすることができる。

(単位 千円)

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
225,300	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後に おいては、当該見直 し後の利率)	借入れの日の翌日から据置期 間を含め、30年以内に半年賦元 利均等その他の方法により償還 する。なお、借入先の融通条件 に変更があるときは、これに従 うことができる。ただし、財政 の都合により繰上償還を行い、 償還年限を短縮し、又は低利債 に借換えをすることができる。